

令和7年第3回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

開 会 令和7年9月 9日

閉 会 令和7年9月12日

開催場所 蓬田村議会議場

第2日（9月11日）

出席議員 8名

1番	坂本 豊 君	2番	久慈 省 悟 君
3番	川崎 憲 二 君	4番	柿崎 裕 二 君
5番	森 弘 美 君	6番	吉田 勉 君
7番	乳井 厳 公 君	8番	小鹿 重 一 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久慈 修 一 君
副 村 長	小松 生 佳 君
教 育 長	吉崎 博 君
会 計 管 理 者	木村 伸 一 君
総 務 課 長	稲葉 正 明 君
税 務 課 長	吉田 聡 君
住 民 課 班 長	福井 飛雄馬 君
健 康 福 祉 課 長	高谷 久美子 君
教 育 課 長	八木澤 琴 美 君
産 業 振 興 課 長	高田 一 憲 君
建 設 課 長	高田 徹 君
代 表 監 査 委 員	坂本 亮 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長

中 川 孝 治 君

議 会 事 務 局 次 長

蒔 田 千 草 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

2 番

久 慈 省 悟 君

3 番

川 崎 憲 二 君

議事日程（第2号）

第1 一般質問 7 番 乳井厳公 議員

第2 一般質問 4 番 柿崎裕二 議員

第3 一般質問 3 番 川崎憲二 議員

第4 一般質問 1 番 坂本 豊 議員

第5 一般質問 2 番 久慈省悟 議員

午前9時43分 開議

○議長（小鹿重一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問 7番 乳井巖公議員

○議長（小鹿重一君） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問は5名から通告がありましたので、通告順に行います。

それでは、7番乳井巖公君の質問を許します。乳井巖公君。

○7番（乳井巖公君） おはようございます。7番乳井です。

今日は3点、大きく3点質問させていただきます。

初めに、ふるさと納税返礼品の米の取扱いについてです。

昨年来、米価の高騰により、ふるさと納税の返礼品で米を取扱いしている自治体では、寄附金額が大きく伸びているとの報道がありました。今年産も米価も変わらず高値で推移されております。

このような昨今の情勢を踏まえて、ふるさと納税返礼品に米を加えるべきであると思うわけですが、どう考えますか。

○議長（小鹿重一君） 総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） お答えいたします。

米を当村の返礼品として取り扱うためには、寄附者への配送や受注管理、代金精算といった事務手続を適正に行う必要があります。生産者の皆様が単独で対応するのは負担が大きい状況にあります。

さらに、ふるさと納税の返礼品として登録する際には、総務省のガイドラインに基づいて、返礼割合や地場産品要件等について承認を受けなければなりません。

米を当村の返礼品に出品する協力事業者がありましたら、意向や出荷体制等の調査を行い、返礼品として取り扱えるよう進めてまいります。

○議長（小鹿重一君） 乳井巖公君。

○7番（乳井巖公君） 今、業者があればというような回答だったと思いますけれども、農協、それから農協の精米部門になっている全農のパールライス青森というところがありますけれども、こちらのほうでは既にやっているというような話も聞いております。

ぜひとも関係機関と連携した上で進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続いて、2つ目に入ります。部活動からクラブチームへの部活動の地域展開についてであります。

これまで地域移行だった部活動の地域展開については、2025年5月に最終報告書が取りまとめられ、2026年から6年間をかけて、全ての学校部活動で地域展開を実現できるよう転換を目指すこととされております。費用負担についても、地域の実情に応じて、安定的、また継続的に進められるよう受益者と公的負担のバランスを検討することとされました。

そこで、質問になりますが、今年度の当村における小中学校のクラブチームへの参加状況は種目別にどのようなになっているか伺います。

○議長（小鹿重一君） 教育課長。

○教育課長（八木澤琴美君） お答えします。

令和7年8月末時点での小中学校で把握しているクラブチームへの参加状況です。

小学校、野球12名、ラグビー3名、バスケットボール1名、卓球1名の計17名です。

中学校は1・2年生になりますが、野球4名、バレーボール1名の計5名です。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 乳井厳公君。

○7番（乳井厳公君） このように多くの子供たちが既にクラブチームへ参加しているというようなことです。分かれば、再度の質問になりますが、このうち東北大会や全国大会等へ出場した子供たちは何人いるのか伺います。

○議長（小鹿重一君） 教育課長。

○教育課長（八木澤琴美君） 野球のほうで東北大会に行ったという話は聞いておりますが、今現在、ここでは資料がちょっとありませんので、後ほどご報告させていただきます。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 乳井厳公君。

○7番（乳井厳公君） 後ほどということでしたが、私がちょっと確認した中でいきますと、小学生の市内のチームへ参加している方が1名、全国大会で徳島のほうへ行っております。また、中学生の市内のクラブチームへ行っている方も全国大会で福島県へ行っ

ております。そのほかにも多数、クラブチームといかないまでも空手をやっている方が全国大会で東京へ行ったということもあるようです。

そこで、2つ目の質問になりますけれども、中体連以外の大会に参加、東北大会なり全国大会、した場合に、旅費等の一部を補助すべきであると考えerわけですが、補助はできないものか伺います。

○議長（小鹿重一君） 教育課長。

○教育課長（八木澤琴美君） 中学校の部活動改革については、国のスポーツ庁、文化庁の有識者会議で、令和8年度以降の地域移行の取組に関する最終取りまとめが決定されたところであります。その改革の中で、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討する必要があることが示されております。

本村の子供たちが頑張っているスポーツ及び文化活動を推進・応援するためにも、近隣町村の動向を見ながら、交付の条件等を精査し前向きに検討していきたいと思ひます。
以上です。

○議長（小鹿重一君） 乳井厳公君。

○7番（乳井厳公君） 近隣市町村の状況を見ながらという回答でございましたけれども、青森市ではクラブチームの運営自体に助成したりしているようです。そこまでいかないまでも、クラブチームに参加している子供たちが東北大会、全国大会に行くときには、旅費等の助成ができるようにぜひとも検討いただければと思ひます。

続いて、3つ目になります。修学奨励金の制度見直しについてです。

蓬田村修学奨励金貸与基金条例（平成元年蓬田村条例第25号）、これの制定以降36年が経過しており、時代は大きく変わってきております。最低賃金は、平成元年の446円から令和7年、今年は1,017円と、平成元年に3%で導入された消費税は、今では標準税率10%となっております。また、様々な物が物価高騰のあおりを受けて値上げされております。

現在の状況を踏まえると、この修学奨励金も時代に沿った形へ見直すべきであると思ひえるわけですが、この修学奨励金の制度見直しについてどう考えますか。

○議長（小鹿重一君） 教育課長。

○教育課長（八木澤琴美君） お答えします。

修学奨励金の貸与につきましては、制度新設当時と比べても、生徒数や大学等への進学率も大きく変わってきております。現在、条例で定められている奨学金の貸与対象者

等についても見直しを考えていくことも必要かと思っております。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 乳井厳公君。

○7番（乳井厳公君） 見直しを考えていきたいというような話でありましたが、子供の数は減ってきております。減ってきている中でも、大学・短大等への進学状況は増えているのかなというふうには感じております。こういう中で、奨励金の利用者数、どうなっているのか。分かれば聞きたいです。

○議長（小鹿重一君） 教育課長。

○教育課長（八木澤琴美君） 現在、貸与している人数は22名です。令和7年度の申込みはありませんでした。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 乳井厳公君。

○7番（乳井厳公君） 令和7年度はないということでしたけれども、こういう制度があること自体、分からないという人もいるかもしれません。これからそういう制度の周知についてもちょっと検討するべきかなと思っております。

2つ目になりますけれども、奨励金の月額増額、また返済期間の延長、この点について見直すべきかなと思うわけですが、どう考えますか。

○議長（小鹿重一君） 教育課長。

○教育課長（八木澤琴美君） お答えします。

現在、村では奨励金の対応金額は、月額2万円でございます。返還期間は、卒業した日から1年経過した日の翌日から起算して、受給の2倍の年数を限度として返還していただいております。

今まで、貸与予定の方から直接、貸与額の増額、返還期間延長についての要望はなかったのですが、今後そのような要望が出てきた際には、検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 乳井厳公君。

○7番（乳井厳公君） 要望はなかったというような話ですが、私のところには要望があったので、今回このような質問をさせてもらっております。ぜひとも検討いただければと思います。

この3つ目になりますけれども、奨励金の免除措置の拡充はできないかということになるわけですが、例えば卒業した後、村内に定住しているとか、そういう条件の下に免除すべきかなと思うわけですが、どう考えますか。

○議長（小鹿重一君） 教育課長。

○教育課長（八木澤琴美君） お答えします。

奨励金の免除措置につきましては、確かに村の人口増加及び活性化を図るためには村内定住等への条件付での対応も効果的だとは思いますが、今まで返還していた方々への公平性等も鑑み、条件についての詳細等、慎重に精査していかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 乳井厳公君。

○7番（乳井厳公君） 慎重に精査、必要だということでしたけれども、既にこういう措置を導入している市町村が県内ではあります。同じ東郡の中でもあります。その点は把握されておりますか。

○議長（小鹿重一君） 教育課長。

○教育課長（八木澤琴美君） はい、承知しております。今別町で実施しております。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 乳井厳公君。

○7番（乳井厳公君） 今別で令和2年から導入されているようです。導入後の状況については確認できませんでしたが、既にそういうのを取り組んで、地域の活性化、また人口減少対策、取り組んでいる自治体があるわけですので、ぜひともこの点含めて、この修学奨励金制度見直しについてご検討いただければと思います。

以上、私から終わります。ありがとうございました。

○議長（小鹿重一君） 以上で、7番乳井厳公君の質問を終わります。

日程第2 一般質問 4番 柿崎裕二議員

○議長（小鹿重一君） 日程第2、4番柿崎裕二君の質問を許します。柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） おはようございます。4番柿崎です。

今日は大きく分けて3つほどの質問をいたしたいと思います。

まず、物産館マルシェのテナントについての質問をいたします。

マルシェのテナントに出店している店が長期間営業しておらず、休業状態にあるように見受けられております。何度か私自身も足を運んでみましたが、極端に言いますと、まるで廃墟の状態で物産館として食品を扱い販売、また飲食を伴う施設の役割を満たせない状況にあるかと強く感じる次第です。

そこで、①として、今のテナントの状況はどうなっているのか説明を求めます。

○議長（小鹿重一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田一憲君） 現在の状況ですけれども、物産館のテナントについては廃業の意向が示されているため、使用許可取消届出書を事業者に出すよう指定管理者へ指導しているところです。

指定管理者からは、事業者と連絡がつかず、いまだに提出されていない状況であるとのことで、引き続き提出させるよう指導していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今の廃業に向けての動きがあるというような内容の説明でございました。ですが、現状といたしましてはもうかなり、1年以上、この辺は定かではございませんが、1年以上もその廃業状態のままであると。それがいまだにまだ手つかずの状態と。この状況は非常にテナント店舗としてはいい状態ではないと思います。まして、そのマルシェ物産館の中では食べ物、飲食も扱っているのです。余計に来場されたお客様の目につく場所で、非常に衛生的にも悪い。これは急務として何とか処理しなければいけない状況だと思います。できるだけ急いだ処置をお願いしたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（小鹿重一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田一憲君） その点は、私どもも現状を見た中で議員と同じような思いでございますので、なるべく早く対応を進めたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今この場でもう一度確認したいのですが、テナントを借り受けている業者はその廃業ということを認めているのですよね。認めているかどうか、答弁をお願いします。

○議長（小鹿重一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田一憲君） 私どもと本人との交渉については実際行っておりませんので、指定管理者のほうで本人か家族か近親の方からの意向だというふうに捉えてございます。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） このテナントの件に関しては定かではありませんが、六、七年前にもその契約状況のことで一度尋ねたことがあると思っております。そのときには、契約書が手元にないと、そういうような返答がありまして、もうないものであれば新たに契約書を作っても、その点を明確にしなければいけないというような話合いをしたと思っております。その辺の確認はどうなっているのか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小鹿重一君） 村長。

○村長（久慈修一君） この件に関しては以前、今議員が申し上げたように、一度確認がありました。私どもも、その使用許可書という形ですけれども、その許可書がアシストにあるのかないのかを確認したのですが、それはないということであります。それは紛失したのか、あるいは最初からなかったのか、その辺はよく分からないわけですが、いずれにしても、本人が使って今まできたということは、何の法律になるのか分かりませんが、借地借家法か何かの関係でそれが適用になるのかどうか分かりませんが、1つの慣用法みたいな形でそれは認められていくんじゃないかというふうには、使うことに対しては認められているんじゃないかと、私はこう思っています。

許可書については、やはり規則に従って、規則には本人から3か月前に申入れがなければ2年間延ばすということがありますので、それに従ってやるのでありますけれども、本人が廃業をするという形ではっきりした文書でもらわないと、私どももまた曖昧な形でスタートしてしまいますので、それを取るようには指示しているところであります。

できるだけ早くこれは解決するように、条例規則に従って処理していかなければならない問題だと、こういうふうに思っておりますが、冒頭、議員のほうから言いましたように、1年以上もという話でございました。私もちょっと記憶がはっきりしないのですが、令和4年の12月か令和5年の1月かに家族が不運に見舞われて、その後、不幸にも見舞われたということでございますので、休業もやむを得ないというふうにして私も静

観しておりました。しかし、事務的にははっきりしないといけないというので、昨年の4月、5月の段階だったようには私は記憶していますが、早急にそれを文書で確認を取るようという事で指示したところでございます。

いずれにしても、時間がかかっておりますけれども、本人の意思の確認をしないと、先ほど言いましたように貸し借りの問題、はっきりさせることができないので、もう少し時間をかけて話をしたいと、こう思っています。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今のちょっと、②のほうに少しかぶりしましたがけれども、このテナントの契約状況の中に、蓬田村例規集の中に、確かに借入れの申出とかそういうものがちゃんと明記されております。

私も少し今条例も調べてみましたが、このままでいきますと、蓬田村物産館の施設及び管理に関する条例、また蓬田村物産館管理及び運営に関する規則、この8条、9条、それから2条、3条、このどれかに触れるような感じがいたしますので、その辺は条例を見ながら明確にやっていかないと、今後また次の契約者が現れたときに非常に混乱いたしますので、その条例の確認とかはどのようにされていますか。答弁をお願いします。

○議長（小鹿重一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田一憲君） 条例、規則の関係ですけれども、テナントの使用に関しては、蓬田物産館の管理及び運営に関する規則に規定されており、使用期間は2年となっています。なお、期間満了3か月前までに使用者から特別の意思表示がないときは、さらに2年間延長されます。使用許可の取消しに関しての手續についても、同規則に定められているところです。また、蓬田物産館の設置及び管理に関する条例においては、使用者は物産館の使用を終了したとき、速やかにその使用場所を原状に復さなければならぬとされているところです。また、長期休業に関する規定は現在ございません。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） ありがとうございます。条例の規約に従いながら、速やかにこのテナントの撤退、撤去、そういうものを進めていただきたいと強く思うところであります。

続きまして、③として、またこのテナントに関わることになりますが、営業していな

い状況にあるなら、新規出店者を求めるべきではないかと私は強くと思いますが、どう思われますか。答弁をお願いします。

○議長（小鹿重一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田一憲君） 議員ご指摘のとおり、物産館は村の特産品を広く発信し、交流人口の拡大にもつながる重要な拠点です。テナントの長期休業によってその機能が十分に果たせていないことは、大きな課題であると認識しています。いずれにしても、物産館が村の顔としての役割を十分に果たせるよう、適切な対応を図ってまいりたいと考えているところです。

新規出店については、テナントの原状回復のめどがつき次第、募集になるものと考えてございます。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） テナントが撤収してから進めたいという答弁でございました。当然、今答弁にあったように、マルシェ物産館、村の物産品を扱う顔となっております。ですが、このままずるずるべったりと先延ばししたような形で、廃業するなり撤去するなりということが延びますと、せっかく出店したいなと、蓬田で出店して商売したいなという方もいないわけではないと思いますので、そういう方に迷惑がかからないように速やかに移行していただきたいなと願うところであります。

このテナントに関しては、これで終わります。

次に、2の質問に移ります。よもぎたアシストで送迎有償事業はできないかというこの質問になります。

現在、村で利用できるタクシーは、外ヶ浜町にあるタクシー会社所有の1台のみで、営業時間も夕刻5時で終了となっており、いろいろな場面で移動に不便している状況である。

よもぎ温泉の大広間では、各種団体の反省会、総会、懇親会など利用が多く見られるが、タクシーがないために送迎ができずに、利用者は非常に不便しているようでございます。

そこででしてね、よもぎたアシストが送迎有償事業を行うことで、よもぎ温泉の利用価値もさらに向上すると思うが、アシストで事業化できないものかお聞きします。答弁をお願いします。

○議長（小鹿重一君） 総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） お答えいたします。

令和6年度でよもぎ温泉の大広間を総会や反省会等で利用した村内の団体は、7団体で13回利用されております。

国土交通省が作成したハンドブックで調べたところ、第三セクター、よもぎたアシスト株式会社が交通空白地有償運送が実施できる団体になっていないため、事業化はできません。

また、交通空白対策として運送するため、村のコミュニティバス路線と競合しないことも条件になります。

○議長（小鹿重一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今の答弁でありますと、その規則上、そういう事業立ち上げは難しいと、無理であるというようなお答えでございました。私自身も調べが足りないのか、またこういう有償事業に代わる何かができないかという名案はないわけですが、何らかの送迎に関わる事業を模索していけないものかと、非常に強く思っているところでございます。

私自身も消防団にも所属してまして、消防団の反省会なんかでも温泉をよく使う際に、大体もう5時ぐらいから反省会が始まりまして、8時ぐらいにはもう全く送迎がつかめないという状況が続いていて、非常に難儀しているところでもございます。まして、よもぎ温泉では年間約5万人という来客数も誇るわけでありまして、その中でやはり飲食をされた、特にアルコールを飲まれた方とか、そういう方々が不便するとなると、温泉そのものの営業にも関わってきますので、何らかのそういう送迎できる事業を模索していただきたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（小鹿重一君） 総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 議員おっしゃるとおり、そういう事業があるかどうかは今後調べていきたいと思っています。

○議長（小鹿重一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） よろしくお願ひしたいと思います。

では、次に3番、たままつ海の情報館の活用と修繕についての質問をいたします。

たままつ海の情報館は、村が維持管理しているのであれば、どの部署がどのような運営をしているのか答弁を求めます。

○議長（小鹿重一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田一憲君） たままつ海の情報館の管理については、施設の清掃、消耗品の補給、施設の開錠及び施錠については、よもぎたアシストに委託をしております。また、細やかな修繕は村で行うこととなっています。

もともとが海洋観測を目的として建てられた施設であるため、利活用に関しては制限がございます。その中で観光振興や地域交流の拠点としての可能性を含め、県との協議を継続し、関係団体の意見等を伺いながら、より効果的な利活用の在り方を検討したいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 柿崎裕二君。

○４番（柿崎裕二君） 海の情報館としての在り方、それから運営としては今お答えいただいた内容のとおりだと思います。ですが、現状はまるっきり使われていない状況に私どもには見えております。海の、海水浴場の敷地内に建物がありまして、やはり大きいスペースを建物で覆って海が見えない状況、それで利活用もされないというのは非常に残念なことでありますし、あそこに海の情報館がある意味すら感じられなくなってしまうと思います。

ぜひ県のほうともいろんな話し合いをしながら、今言った海の情報館の役割のほかでもいろんな利活用ができないものか、相談しながら対応していただけないのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（小鹿重一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田一憲君） 状況をお伝えしますと、村の要望としても県に上げていることと、先般、事務担当レベルで県との意見交換、現状等を踏まえて投げかけております。それを踏まえて、県のほうからどういう方向性が示されるのか、今そういう状態です。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 柿崎裕二君。

○４番（柿崎裕二君） ぜひいろんな状況を模索しながら、多目的に使える方向で話し合っていたきたいなと強く思っております。

それでは、②の質問に移ります。今お話ししました海の情報館の東側は、要するに海に面している側の１階のウッドデッキ、また２階のテラスになっています、ウッドデッ

キ。いずれもウッドデッキの傷みが著しく、利用者にはもう危険な状況になっております。くぎがもう1センチ以上も出ている、木が腐って、腐食してぐらぐらになっている状況が見受けられております。これは早急な改修工事が必要と思われますので、先ほども課長のほうからお話がありました、細かなことは村のほうに修繕とかできるようになっていると聞きましたので、ぜひこれ、村のほうで早めに修繕できないものか、お伺いします。答弁をお願いします。

○議長（小鹿重一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田一憲君） これまでも小規模な修繕については村でも実施してきたところですが、現在の海の情報館東側ウッドデッキについては経年劣化により傷みが進行しており、安全管理上の課題があると承知しているところです。また、大規模な修繕となりますので、早急に改修等の対応をしていただくよう県に要望しているところです。県に確認したところ、現在、業者に見積りを依頼中とのことでした。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） ありがとうございます。これからまた行楽シーズン、秋の行楽シーズンが来まして、あそこはロケーションもいいので、いろんなお客さんが来ます。今答弁にあったように、県のほうと図られながら、なるべく早い段階で修繕をお願いしたいと思います。答弁はよろしいです。

これで、4番、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小鹿重一君） 以上で、4番柿崎裕二君の質問を終わります。

日程第3 一般質問 3番 川崎憲二議員

○議長（小鹿重一君） 日程第3、3番川崎憲二君の質問を許します。川崎憲二君。

○3番（川崎憲二君） おはようございます。3番川崎です。

今回は、宮本地区の私有地・耕作放棄地の林地化についてということで質問したいと思います。

近年、温暖化が原因なのか、至るところの雑草や雑木等の生育が早いように感じられます。大分今では、郷沢の幹線道路から牧場にある緑色のサイロ、はっきり見えていたのですが、今では雑木等が成長して見えにくくなっているのが現状です。ほかに、このように雑木等が成長し、風景が変わったところが増えていまして、数多く散見

されるなと感じているところです。

これを踏まえまして質問したいと思いますが、まず1つ目として、宮本地区のトレーニングセンター南側と東側の私有地と耕作放棄地に杉や雑草・雑木等が生い茂り林地化しているような感じがします。ここも以前はね、私、自宅からですが、280号バイパスも見えていましたし、蓬田地区の田んぼも見えていました。今では見えない状況で、ここ何年かでこんな状態になったと思いますが、役場のほうでは把握しているかお聞きします。

○議長（小鹿重一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田一憲君） 村で把握しているかということに対してですけれども、村でも農業委員会が以前から実施している農地パトロール等によって一定程度は把握してございます。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 川崎憲二君。

○3番（川崎憲二君） この私有地なり耕作放棄地に対して行政のほうでいろいろこ入れするというのはなかなか、私有地等なのでできないかも分かりませんが、ああいうのが増えてくると、耕作放棄地なので荒廃地になるような感じがします。

2つ目としての質問ですが、このように林地化によって鳥獣類のすみかとなって、近隣の農作物の被害に拍車がかかっていると考えられます。現に、そこにはモンスターウルフも設置していますが、このような鳥獣類の被害等も増えているのが見受けられるのですけれども、それをどう考えているか答弁をお願いいたします。

○議長（小鹿重一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田一憲君） 耕作放棄地などは林地化すると、猿などの鳥獣類のすみかや移動経路となり、近隣農地への出没や農作物被害を助長する要因となることが懸念されます。実際に、農地の管理不足と鳥獣被害の拡大には密接な関係があると報告されているところです。

村としては、農地の有効活用を進めるとともに、やむを得ず耕作が困難な土地については、草刈りなど適切な管理を地域ぐるみで行うよう関係機関へ働きかけをし、林地化による被害拡大を抑えるため、農地保全と鳥獣対策を一体的に進め、地域の農業を守る取組として推進していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 川崎憲二君。

○3番（川崎憲二君） いろいろ、これは先ほども言ったとおり私有地なので、そこをきれいにしてくださいとなかなか言える状況ではないと思いますが、やはり今後、こういうのが増えると予想されます。私はそう思います。

やはり先ほど課長が答弁したとおり、地域住民と、またそういうのをこう、一体となって解決しなければならないと思いますけれども、それは時間を要しますけれども、早めに対処して進めてほしいなと思います。

3つ目として、今後もこのような私有地とか耕作放棄地の林地化なり荒廃地、増加すると思われましても、先ほどの答弁では、何らかの措置を取って農業地帯とかそういうのに変えていきたいと言っておりますけれども、そのほかに今現在すぐ林地化を解消できるような対策は何か考えているものですか。答弁をお願いいたします。

○議長（小鹿重一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田一憲君） 近年、農業従事者の減少や高齢化により耕作放棄地が増加し、それらが林地化していく傾向が見受けられることは、全国的にも共通の課題となっているところです。

村内においても、遊休農地が徐々に拡大し、土地の管理不足による荒廃や鳥獣被害の増大、さらには景観や地域環境への影響が懸念されているところです。やむを得ず耕作が困難な場合には、地域ぐるみの管理や、林地としての計画的な活用方法についても検討が必要と考えてございます。

今後とも、農地の保全と地域環境の維持を図るため、関係機関と連携しながら実態把握に努め、持続可能な土地利用の在り方について検討を進めていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 川崎憲二君。

○3番（川崎憲二君） 確かに課長が言うとおりののですが、なかなか難しい問題だとは思いますが、一緒にみんなで考えながら取り組んでいきたいなと思います。

4つ目としてですが、仮にですよ、もし地権者がどうにかしたいと、雑木等の伐採等もしたいといった場合、結構費用がかかると思うのですが、それに助成とかすることはできないかお伺いいたします。

○議長（小鹿重一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田一憲君） 私有地の管理は、原則として地権者ご自身の責任において行っていただくものであり、村が直接その費用を負担することは難しい状況にあります。

しかしながら、耕作放棄地の解消や農地の保全、鳥獣被害防止などの公益的な効果が見込まれる取組については、国や県の事業を活用できる場合があります。村としても関係機関と連携し、こうした情報を地権者等へ積極的に周知していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 川崎憲二君。

○3番（川崎憲二君） 確かに私有地ですので、地権者の責任ということですが、費用がいろいろかかると、また地権者も、じゃあそのままにしておくかなという考えも出てくると思うので、もし地権者がどうにかしたいということであれば、農地に戻せるような状況にまでいけるかどうか分かりませんが、そのときはまた相談に乗って、補助等のできるかできないかとか、そういう相談に乗ってほしいなと思います。

先ほども課長が言ったとおり、昨日の新聞にも記載されていましたが、農地の地域計画では、10年後の後継者が決まっていない農地が全国でも平均で31.7%と。県でも32.2%と。当村のはちょっと分かりませんが、ということで耕作放棄地が広がるという懸念があり、課長が言ったとおり、集約化などの対策が急務だと、農水省や大臣も危機感を伝えておりました。

今後も増えると思われるのです。先ほど言った耕作地だけでなく一般の畑地、結構高齢でもう畑を作れないという、そういう場所も耕作放棄地、雑草や雑木がもうかなり生い茂ってきております。

そういう荒廃地にさせないように、また林地化による鳥獣類のすみかとならないよう、地域住民、また関係団体、行政と一緒に、また解決したいという思いを伝えて、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（小鹿重一君） 以上で、3番川崎憲二君の質問を終わります。

暫時休憩します。10分間休憩します。

午前10時30分 休憩

午前10時37分 再開

○議長（小鹿重一君） 休憩を取り消して、会議を再開いたします。

日程第4 一般質問 1番 坂本 豊議員

○議長（小鹿重一君） 日程第4、1番坂本 豊君の質問を許します。坂本 豊君。

○1番（坂本 豊君） 日本共産党の坂本 豊です。

今日は3点について質問をいたします。

最初に、村が所有している草刈り機械のツインモアについて質問をいたしたいと思います。

このトラクターのアタッチメントとして使っているツインモア、草刈りをする機械なのですが、これは現在でも使用可能な状態になっているのかどうか。そして、もし使用可能な状態になっておるのであれば、希望する振興組合等への貸出しはできるのかどうかについて答弁をお願いします。

○議長（小鹿重一君） 建設課長。

○建設課長（高田 徹君） お答えいたします。

現在も年数回使用しております。しかし、トラクターが45年前の昭和54年、ツインモアが20年前の平成18年に取得したものです。老朽化しているため、貸出しは考えておりません。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 坂本 豊君。

○1番（坂本 豊君） それはトラクターが使えないということで、ツインモアはまだ使用可能だという状態なのであれば、トラクターの更新というのは考えられるのかどうかについて答弁をお願いします。

○議長（小鹿重一君） 建設課長。

○建設課長（高田 徹君） ツインモア自体も20年前ですので、そろそろ部品も出なくなると思います。もし村で買うとすれば、一式あればいいのですが、まだ計画はしておりません。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 坂本 豊君。

○1番（坂本 豊君） 私、以前にも質問したことがあるのですが、農道といえども、管理する所有というのは村になっているわけですよね。村道という名前がついているわけ

で。そうすれば、村道であれば、要するに村が管理して草刈りをするということが、私は基本的に必要ではないかと考えているわけです。

実際は、水田の場合であると、近隣の水田の所有者が道路の草刈りをしているというのが現状で、それは以前から放任されてきたわけで、村は一切感知していないわけですよ。地方交付税は農道に対しても来ているはずなので、基本的には村が草刈りをするというのが私は基本的に必要ではないかと考えるわけです。

そういうことから考えると、あのツインモアは非常に有効なので、トラクターも含め更新するという考えがないのか、もう一度答弁をお願いします。

○議長（小鹿重一君） 建設課長。

○建設課長（高田 徹君） 幾ら村道と言われましても、この膨大な田んぼの周りの農道までは管理できません。村の負担で水土里保全隊も活動していますので、そちらで対応をお願いいたします。

以上です。

○1番（坂本 豊君） 分かりました。

質問は3回までですので、次に2番目のナラ枯れの対策について質問をいたします。

今年のご存じのとおり、山林を見ますとナラ枯れが大発生しております。その対策はどのようになっているのかについてお聞きしたいと思います。枯れた樹木の処理が必要だと思いますが、これは補助の対象にならないのかと。基本的には、山林の所有者、土地の所有者が伐採処理するというのが基本になると思いますが、どのように考えておられるのかお答えをお願いします。

○議長（小鹿重一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田一憲君） ナラ枯れについて、昨シーズンは村内民有林で6本確認されており、所有者の同意を得られた3本について県が費用を負担して処分することとしましたが、対象木が発見されず処分には至らなかったとのことです。また、今シーズンは民有林はもとより、それ以外の樹木においても多数確認されているところです。

これまでは民有林のナラ枯れについては県が費用を負担して対応しておりましたが、被害市町村が増加していることから、現在は枯死した樹木の処分よりも被害拡大防止のための予防的な防除対策に重点を置くように移りつつあります。

県では、地域森林計画の対象森林の樹木に対しての補助金は検討しているようですが、対象森林以外の、例えば民家の敷地等の樹木については対象外となります。

なお、村での補助は現在ありませんが、関係機関と連携しながら、必要な支援の在り方について引き続き検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 坂本 豊君。

○1 番（坂本 豊君） このナラ枯れは、今年になって物すごく多く目につくようになりました。私も最初は知らなかったのですが、何かカシノナガキクイムシという、通称カシナガという、調べてみましたらそういう、多分昆虫だと思いますが、ナラ枯れした木を見ますと、小さい穴が開けられて、そこから木くずがいっぱい出ているのが確認されております。そこからナラ菌という菌が入って、水を吸い上げるそこを、通り道を塞いでしまって枯れてしまうというふうにネットでは書いておりました。この成虫は4ミリから5ミリと非常に小さい虫のようですが、これを放置しますと大変ナラが、ドングリの木がなくなってしまうということが考えられるわけです。

それで、2 番目として、このナラの樹木がなくなってしまうと、ドングリですよ、ね、鳥獣の餌不足を招いて、ニホンザルや近年問題になっているツキノワグマが餌不足のために里に下りてくる機会が増えてくるのかと心配されるわけです。これについての対策を講じる必要があると考えておりますが、これについてはどのように考えているでしょうか。

○議長（小鹿重一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田一憲君） ご質問のとおり、本年はナラ類などが不足であるとの報道があり、その影響によるニホンザルやツキノワグマなどの野生鳥獣が人里に出没する機会が増えることが懸念されております。

村としても、住民の安全を確保することを最優先に、国や県が発表する出没傾向や注意情報を収集するとともに、地元猟友会などの関係団体と連携しながら、出没状況の把握や追い払い活動を実施しているところです。

また、地域の皆様に対しましても、対応方法やごみの適正管理、農作物などの被害防止のための周知啓発を引き続き行ってまいります。

今後につきましても、野生鳥獣との不測の遭遇を未然に防ぐため、関係機関と連携強化し、安全確保と被害防止対策に万全を期してまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 坂本 豊君。

○1 番（坂本 豊君） 先ほど課長の答弁では、個人所有のナラ枯れの、枯死した木の伐採は補助対象にならないという答弁もありましたが、蓬田村では現在、森林環境基金というのが392万2,000円積み立てられております。これを活用して倒木の費用に充てることのできないのかと思います。大きな木を伐採するというのは非常にお金もかかることだし、業者にお願いすると数万円は下らないわけです。

この森林環境基金というのは、実は森林環境税が2024年から始まって、復興特別税が2023年で打ち切られたわけですが、それに代わる税金として国民が全く知らない間にこっそりと入れ替わっていて、住民から1年に1,000円ずつ引かれているわけです。全く森林もないような都会の港区でも、そういう木が何もないようなところでもこの森林環境税が取られているという、摩訶不思議な税金なわけです。

この森林環境税の使い道というのは、自治体に報告の義務があるというふうに書かれておりますので、村長はこの使い道をどのように考えているのかも併せてお答えを願いたいと思います。

○議長（小鹿重一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 私のほうからお答えします。

このナラ枯れの問題については、ある程度増やせるというか、ある程度のところで止まるんじゃないかというのが県の見解のようであります。

ただ、私が思うに、ナラ枯れが危険木になると、それはどうしても行政の手によってやらなければならない部分があるのかなと、こういうふうに思っています。

そこで、今議員が提案をされました森林環境譲与税ですか、この使用に関して私が今まで聞いたところでは、林業に関するものであれば何でも使えるというようなことは私は伺っていますので、これも使えるのではないかというふうには思います。はっきりしたことは私も分かりませんが、多分使えるんじゃないかというふうには思います。

ただ、もう一つの問題は、やはり先ほど言いました危険木、例えば自宅の前にある大きなナラの木ないしはシイノキが例えば枯れたという場合に、何とかならないかと来た場合にどうなるか。その場合は、今の森林環境譲与税が使えるかどうかというのは分からないわけですので、その辺の部分に対してはやはり自前で補助なり、そういった対応を考えなきゃいけないのかなというふうには思います。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 坂本 豊君。

○1 番（坂本 豊君） 山林だけでなく、やはり住宅地においてもドングリの木とか枯れているのがあって、放置しておく、数年もたつと倒木する可能性もあって非常に危険なわけで、所有者が速やかに伐採をしないといけないというふうに考えられます。

これは調べてみたところ、何か切る時期もあって、9月を過ぎないと切ってはならないというふうに書かれておりました。それは、あまり早く切ってしまうと、虫がどっかへ行って広がるということもあると思います。速やかに伐採をして薪にして燃やしたり薫蒸したりするというふうにしなないといけないというふうに書かれておりました。

個人の所有に対して援助ができないということであれば致し方ありませんので、山のほうにも先ほどの基金が使えるようにしていただきたいというふうに考えます。

次に、3 番目のホタテ養殖の出荷と被害についてお聞きいたします。

近年、温暖化の影響か、海水温が非常に上がって、今年のホタテも壊滅状態になっているというふうに聞いております。漁師の皆さんにお聞きしても、例年の10分の1しか出荷量がないというふうになって、深刻になっているわけですね。

それで、実際今年の生産量、そして売上げはどのようになっているのか、把握しているのか、そして村はこの被害に対してどのような対策を考えているのかについて、答弁をお願いします。

○議長（小鹿重一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田一憲君） 初めに、令和7年度の状況ですけれども、半成員と成員を合わせた出荷数量は、令和6年度と比較して半減している状況です。また、それに対して、出荷金額に関しては単価が過去最高額であり、過去5年間の平均を上回る金額であるとの報告を村漁協より受けているところです。現時点で蓬田漁協からの支援策要望は受けていませんが、今後、蓬田漁協での協議の下、要望内容が具体化されれば、それらに対し検討したいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 坂本 豊君。

○1 番（坂本 豊君） 昨年の半分しかないということになって単価が2倍になれば、昨年並みの収入が得られるということで安心できるわけですが、漁師の皆さんから具体的にこうしてほしいとかという声もあまり聞かれないので、心配しているわけですね。税金の滞納とかそういうことも考えられるので、何かしら行政でできる対応というのは、国保税の減免制度とか、そういうのは考えられているのかどうかについて、最後にお聞

きします。

○議長（小鹿重一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田一憲君） 私が聞いた内容で言いますと、その魚価の中にも、いい人と悪い人の差がはっきり出ているところがあるということを聞いております。

先ほど言った減免の話なのですが、それぞれの事業の中で減免に対する考え方が存在しますので、個々の収入が急激に下がったような人に対しては、それぞれの事業のほうでそういう措置を受けていただきたいと思います。

以上です。

○1番（坂本 豊君） 分かりました。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（小鹿重一君） 以上で、1番坂本 豊君の質問を終わります。

日程第5 一般質問 2番 久慈省悟議員

○議長（小鹿重一君） 日程第5、2番久慈省悟君の質問を許します。久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） おはようございます。最後の質問者でございますので、もう少しだけお付き合いをお願いして、始めたいと思います。

初めに、通告しておりました1番、火災発生後の赤水の発生についてということでございます。

先般、蓬田地域にて7月に火災が発生しましたが、瀬辺地と広瀬地域、この2か所の方々から、赤水が発生しているけれども何でだという、そういう電話がありまして、蓬田で火災ありましたということを伝えたのですが、ほかの地域からの情報というのはございません、はっきり言って。

そして、そのときに電話くださった人が、火災あるたびに、なぜいつもこうやって赤水が発生するんだと。その理由を聞かれて、私も一応消防団には所属しているものの、この水道、村で運営している水道事業というものに対して、バルブがどこにどのように設置されているとか、そういうのがやはり幾ら議員をやっていても分からないもので、答弁に困ってしまいまして、じゃあ私、質問いたしますから、議会だよりを見て十分皆さん、理解してくださいと。そして、課長には申し訳ございませんが、十分になぜ赤水が発生するかということに対して分かりやすい答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小鹿重一君） 建設課長。

○建設課長（高田 徹君） 水道管内部に蓄積された鉄のさびが水道水に混ざって流れ出た場合に発生します。平時はこのさびが流れ出ることはありませんが、火災が発生し消火栓の水を使用する場合、非常に勢いよく水を放出するため、水道管内部の水流の速さや方向が急激に変化することによって、さびが混ざり赤水が発生いたします。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 説明をいただきましたけれども、そういったことをじゃあ改善する方法というのはあるのか、またもし改善するとなれば、そういった費用というのはどのような見積りになるのか。答弁できる範囲で結構でございますけれども、お願いいたします。

○議長（小鹿重一君） 建設課長。

○建設課長（高田 徹君） 毎年、赤水発生を軽減させるため、管路末端において水吐きを実施しておりますが、根本的に改善するものではありません。根本的に改善するためには、将来、水道管の更新時にさびが発生しない素材への水道管への更新が有効と考えております。その更新時に幾らかかるかは今現在、積算しておりません。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 更新時にそういったバルブ、赤さびが出ない、そういった素材のものを使用して更新していくという答弁でございましたけれども、今まで火災発生時に赤さびが出た場合は、その月々に水道料金というものを緩和措置みたいに免除するような、村ではそういう対応をしてくれております。これからも取りあえずはそういう対応策を取って賄っていくということの理解でよろしいでしょうか。

○議長（小鹿重一君） 建設課長。

○建設課長（高田 徹君） これからも同じように調整していきます。

○議長（小鹿重一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 分かりました。今の答弁の中で、住民の方々が理解してくださるかどうかは分かりませんが、取りあえずはどうにも今の現状ではそのさびを止めるというのは不可能だということで、更新時にそういった素材を、赤さびが出ないような素材を使って改善していく方法しかないのではないかとということだと、こう理解しましたので、次の質問に移ります。

2 番目に、村内農免道路の草刈りについてお伺いいたします。

現在、春と秋に草刈りを実施していますが、場所によっては早く伸びる地域がございます。というのは、瀬辺地地域は山間部と言ってもいいような農免道路の場所でございますので、蓬田地域や阿弥陀川と違って、田んぼの中に農免道路が通っているわけではなく、皆さん、現状あのとおりというのは分かっていると思います。

そこで、春と秋に草刈りを実施しておりますけれども、そうした山間部の場所に当たっては、その2度の草刈りというのをもう1回増やして3度とかできないものか、お伺いいたします。

○議長（小鹿重一君） 建設課長。

○建設課長（高田 徹君） 毎年6月と9月に除草作業を実施しておりますが、それ以外でも通行に支障が出るような箇所は、除草作業を実施しております。

当方のパトロールで見落とすこともあるかもしれませんので、そういった箇所があれば対応したいと思いますのでお知らせください。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 9月前に、7月のうちに課長のほうに私も電話を入れて対応していただいた点もございました。非常にありがたいと思っております。

ただ、そういったことを理解していない方々も実際おりますので、何ていうのですか、お年寄りの方も結構、瀬辺地地域も増えまして、農免道路をウォーキングして運動していらっしゃる、そういう方が結構おります。そうしたウォーキングに対して、安心して運動できる農免道路を利用されている、そういった皆さんにあまり、何ていうのですか、路肩のほうとかがやぶになっていますと、蛇でも何でもまた危険な動物もおりますので、ぜひそうした苦情があったときには、今課長が答弁した速やかな対応でも結構でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

そして、また山間部でない地域と山間部みたいな地域の同じ農免道路でも、そういったところはやはり同じ考え方ではなく、電柱につるが絡まって街灯も見えなくなっているというのも現状でございますので、ああした街灯が街灯の役目をしないような場所もこれからはやはりきちんと手入れをしてきちんと、あんまり苦情が入らないような、そういう状況を一緒になって考えていきたいと思っておりますので、今後もまた切なる願いに対して真摯な対応でよろしくお願い申し上げまして、私の質問を終わります。どうもあり

がとうございました。

○議長（小鹿重一君） 以上で、2番久慈省悟君の質問を終わります。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時04分 散会

上記会議の経過は、事務局長中川孝治が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 7年10月21日

蓬田村議会議長 小 鹿 重 一

会議録署名議員 久 慈 省 悟

会議録署名議員 川 崎 憲 二